

## 「三次町国郡志」〈稻生物怪録〉の位置

菅近 晋平

### 一 はじめに

備後三次（現在の広島県三次市）で稻生平太郎（武太夫）が寛延二年（一七四九）七月の一ヶ月に体験した妖怪怪異の物語、いわゆる〈稻生物怪録〉は、形態・タイトル・内容を異にする諸本を多く有し、それらは文章中心のもの（「柏本」〈天明三年（一七八三）、柏正甫序〉、『三次実録物語』〈成立年未詳。弘化元年（一八四四）、国前寺へ「実録」を納めたとある。以下「実録」、「平田本」〈安政六年（一八五九）、版元預人書物問屋紙屋徳八の記〉）、絵中心のもの（「絵本」、「絵巻」）に分類整理されている<sup>1)</sup>。

一方、そうした作品形態のものとは別に、近世随筆、叢書類にも関連記事があり、そのいくつかが近年、発見紹介された<sup>2)</sup>。これらはその執筆年や刊行年から伝承の時代や場所、筆者が特定出来るものが多く、〈稻生物怪録〉の受容や創造の具体を窺うことを可能にするという点で価値がある。

例えば三好想山『想山著聞奇集』（嘉永二年（一八四九）序、三年刊）の〈稻生物怪録〉記事には、

虫ざらひ成は奉て数るに違ず。かの稻生平太郎が剛強にて山本五郎右衛門といふ魔王の類の大怪に出會て、少しも心たゆまざれども、妖怪の方より、生得嫌ひ成蚯蚓を出したる節は、氣も遠く魂

もきゆる斗に成たりとの事は、稻生怪談録にも、かの繪巻物にも有て、人のしる事なり。（巻の壹「人の金を掠取て螢にせめ殺さるゝ事 附 虫ざらひの事」）

とある。これは、「五郎右衛門」とある点に異同があるものの（「柏本」「五郎左衛門」、「実録」「太郎左衛門」）、「柏本」とほぼ同じ内容のものが「稻生怪談録」として、また「繪巻物」として、近世最末期に流布していた実態を教えている。

また、根岸鎮衛『耳囊』（文化十一年（一八一四）成。巻五は寛政年間（一七八九〜一八〇一）後半稿）の〈稻生物怪録〉記事<sup>3)</sup>は

藝州ひくま山の内不立入所あり。七尺程の五輪に地水火風空と記し、三本五郎右衛門といへる妖怪ありと語り傳へしを、稻生武太夫といへる剛氣の武士ありしが、兼て懇意になしける角力取と、「何か今の代に怪敷事あるべき。いでや右引馬山の魔所へ行て酒呑ん」と、さゝへを持て終日呑暮し歸りけるが、角力取は三日程過て子細はしらず因果ぬ。武太夫方へも朔日より十六日迄毎夜怪異有て、（中略）右武太夫方に寄宿なしける小林專助といふ者、今は松平豊前守家來にてありしが、右專助より聞しと語りぬ。（巻之五「藝州引馬山妖怪の事」）

とあって、傍線部に「柏本」・「実録」とは異なる内容が認められる。

武太夫から小林専助が直接聞いた体験談、それを聞き伝えた松平豊前守（下総・多古藩。寛政六年隠居、八年没）からの取材というのだが、題、冒頭に「藝州」とあり、平太郎を「武太夫」としているところから、これが事実であるとすれば、本記事は武太夫が備後三次藩藩後、広島藩に移住した宝暦八年（一七五八）から没年である享和三年（一八〇三）の間の自己語りの形を伝えていることになる。

さらに、広島在住の儒者小川白山の著した随筆『蕉斎筆記』（寛政年間成）巻一。の次の記事は、「柏本」の成立と受容、貸本屋に至る流伝の実態を窺わせている。

入浴つれ／＼のあまりに、同行の者貸本屋よりいろ／＼の咄し本を借出せし内に、備陽物怪録と云書物十卷有、予も傍よりのぞき見るに、八九年已前廣島にて、柏村正甫直右衛門たはむれに書つらね、予に序を頼みし、備後三次稻生氏武太夫が家妖怪を記せし本也。予が序を見しに、一二字の誤寫有といへども、一字も増減なし、點の付様まで相違なし。此書は柏村、東都に持參して、公子方の御慰に備へしと聞しが、いづ方より流傳せし事にや。怪しむべし。世上に種々の咄本或敵討など記せし讀本も、皆々ケ様成本づく所有ゆゑなるべしと、一笑に堪ず、（巻一）

「咄し本」書名「備陽物怪録」は「柏本」海賊版の版行時の命名でもあったのだろうか。

以上のように、近世随筆叢書類は、〈稲生物怪録〉の生成、受容、流伝の様相を教え、また、現存諸本とは異なる内容をもって成長していった〈稲生物怪録〉の姿を伝えている。

こうした現存諸本とは異なる受容、流伝、また異なる内容をもった〈稲生物怪録〉は、近世随筆叢書類以外の資料にも見いだすことができる。それが本稿で取り上げる「三次町国郡志」である。以下、本資

料の性格を明らかにし、収載される〈稲生物怪録〉の伝承上の意義について考察する。

二 「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉の位置―「下調」の位置から―  
「三次町国郡志」は、『藝藩通志』編集過程（事業開始・文政元年（一八一八）、成立・文化八年（一八二五））で広島藩領内各町村に課せられた調査書（「下調書」）を「寄集」め「写取」った「国郡志」の一つで、「三次町国郡志」は文字通り、「三次町」での取材内容を取りまとめた資料である。次にその表紙と奥書を示す。

### ■「三次町国郡志」表紙

御用之儀被  
為仰付下調 国郡志 卷之壹  
書寄集写取 三ヶ町ノ部

### ■「三次町国郡志」奥書

文政三年  
辰拾二月

御用掛り  
五日市町組頭 才兵衛  
御用掛り

十日市町組頭 代三郎

右の表紙・奥書の記事から、「三次町国郡志」は文政三年（一八二〇）十二月、三次町「組頭」が「下調書」を集成したものであることが分かる。

この「下調書」については、『老の絮言』『藩志』に、  
諸郡役人共の内をゑらひ、下しらへ用かゝりを申付、取かゝりけ

るに、いづれも相励<sup>あきら</sup>みて、下<sup>くだ</sup>しらへ帖も追々出揃ひて、志局<sup>しきよ</sup>の人々も部<sup>べ</sup>を分て各々書立てけれ。

とあり、また、『藝藩通志』「序」にも、

酒<sup>すなわ</sup>ち檄<sup>ごう</sup>を藩郡邑に移し、各其の地方の大小の物事を録し、来上せしむ。

とある。これらから本資料が『藝藩通志』編纂の基礎資料の位置にあることが分かる。

さらに『藝藩通志』事業に関する文化十一年（一八一四）の触書、

此度国郡志編替被仰付。右ニ付、村絵図并書出し帳等、調方案文ヲ以追々可申付候間、其趣村々役人共相心得置可申。尤村ニ寄、古老之申伝、何歟珍敷事柄等（中略）聞伝へ之様子并古詩・古歌之類も書出シ候事（中略）何そ其所ニ咄伝へ之事も候ハ、書出し候事（中略）古来方申伝候儀委しく可申出事

事業が本格的に展開していく中での文政二年（一八一九）の触書<sup>13</sup>、

此度国郡志編替有之。就而者郡村之事跡、都而其郡者勿論、又他郡他村之事たり共、古跡類ヲ初メ其他何角聞伝ひ、或者考置書記し物も有之候ハ、誰ニ而も勝手次第右書類可差出。勿論取捨者上ニ有之儀ニ候故、不苦候間、無用捨可差出候。右之趣者組合村々并ニ僧侶・平百姓類迄も相触可置者也

の、取材対象指示の中で、繰り返される「申伝」「聞伝」「咄伝」の記述からは、「下調書」が在地性が高く、しかも網羅的な調査の記録であったことが分かる。

『藝藩通志』編纂事業は、「下調」→「国郡志」（「国郡志御用に付下調書出帳」）、「御用之儀被為仰付下調書寄集写取」→（「郡辻書出帳」）→「志局」部立編成→『藝藩通志』、といった調査収集・編修の段階を経ている。「三次町国郡志」はその過程で、三次町在地での多様で

詳細な情報が記された個々の「下調書」を「寄集」め「写取」った、広範かつ詳細だがなお未整理な状態の地誌という性質を持つ資料である。その「三次町国郡志」に〈稲生物怪録〉記事が載っているわけだが、そのことは、文政三年（一八一〇）の備後三次に、確実に〈稲生物怪録〉が伝承されていたことを示す。

### 三 「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉の位置

#### ―「三次町国郡志」における〈稲生物怪録〉の位置から―

「三次町国郡志」の〈稲生物怪録〉の記事は、全五七項目の内、「忠士義人或は文學等之事」項、「武藝附勇氣力量之事」項に続く、「一福山城為御請取御發向之事」項に列挙された一四条の内的一条に見える。（以降、「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉の具体的な内容に触れていくが、該当箇所の底本を末尾に掲載している。）その所掲の場所のもつ意味をまずは確認しておく。

「一 福山城為御請取御發向之事」の記事内容は以下の通りである。

三次御太守浅野六州様御時代、元禄十一戊中秋、東武之被為蒙御命、福山へ御発向。陣立之規式などは略仕候、寄羅美々にして御家臣山田内膳様を始め、御家中数百之騎馬其以下之勢夥敷弓鉄砲之數不知面々勇氣盛に御発向あり、町内之者諸人共壺里計りも后に付添ひ奉御送候、夫より后御目出度御手柄ありて軍具し無滞城被為御請取、賑々しく御帰館有之候と言ひ、諸人驚目と申伝候これに「一 先年三次之御家中に青木氏と申士あり、其奥方は仏道に（後略）」以下、「一 同御家中」や「一 三次御家中」。「一天柱院様御代」などと書き出される記事が続く。それぞれの冒頭部分と記事内容をまとめ、次の表1に示す。

■表1 「福山城為御請取御發向之事」 記事群内容

													記事冒頭部(当代藩主名)	記事内容
1	三次御家中に青木氏 (不明)	青木氏の奥方が信心深く、数珠から舎梨が出てそれが宮島光明院に納められた。	1	三次御家中に足輕何某と申者 (不明)	非常に足が早かった。	1	山田内膳(家老・上下七拾四人／乗馬三疋)	山田内膳「ら」が参加し、「福山城為御請取御發向」で手柄があり、豪華絢爛な様で帰還した。	2	三次御家中に山野田と申士 (不明)	弓の名人で功があった。	2	鳳源院様御治世、御家中宮田氏と取組先年藤田某 (長治)	劍術の達人であった。
2	三次之御家中に青木氏 (不明)	青木氏の奥方が信心深く、数珠から舎梨が出てそれが宮島光明院に納められた。	3	同御家中米村氏 (長治)	武術にすぐれ、勇氣功名があった。	3	米村氏(長治)	同御家中米村氏	4	三次御家中根来氏 (長治)	劍術の達人で功名があった。	4	天柱院様御代 鳳源寺四世愚極和尚大徳 (長澄)	金剛経の訓点の誤りを改めた。
3	同御家中米村氏 (長治)	武術にすぐれ、勇氣功名があった。	5	先年三次御家中に宮田氏 (長治)	劍術早業の無双の達人で功名があった。	5	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	5	先年三次御家中に宮田氏 (長治)	6	三次御家中黒田氏 (不明)	劍術・槍術の達人で勇氣力量に優れていた。	6	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。
4	三次御家中根来氏 (長治)	劍術の達人で功名があった。	6	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	6	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	6	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	7	三次御家中黒田氏 (不明)	7	劍術・槍術の達人で勇氣力量に優れていた。	7	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。
5	天柱院様御代 鳳源寺四世愚極和尚大徳 (長澄)	金剛経の訓点の誤りを改めた。	7	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	7	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	7	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	8	三次御家中望月伴五郎様 (長澄)	8	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。	8	劍術の達人であった。
6	先年三次御家中に宮田氏 (長治)	劍術早業の無双の達人で功名があった。	8	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	8	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	8	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	9	鳳源院様御治世、御家中宮田氏と取組先年藤田某 (長治)	9	劍術の達人であった。	9	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。
7	三次御家中黒田氏 (不明)	劍術・槍術の達人で勇氣力量に優れていた。	9	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	9	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	9	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	10	三次御家中に山野田と申士 (不明)	10	弓の名人で功があった。	10	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。
8	三次御家中望月伴五郎様 (長澄)	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。	10	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	10	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	10	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	三次御家中に山野田と申士 (不明)	11	弓の名人で功があった。	11	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。
9	鳳源院様御治世、御家中宮田氏と取組先年藤田某 (長治)	劍術の達人であった。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	三次御家中に山野田と申士 (不明)	11	弓の名人で功があった。	11	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。
10	三次御家中に山野田と申士 (不明)	弓の名人で功があった。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	三次御家中に山野田と申士 (不明)	11	弓の名人で功があった。	11	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。
11	三次御家中に山野田と申士 (不明)	弓の名人で功があった。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	三次御家中に山野田と申士 (不明)	11	弓の名人で功があった。	11	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。
11	三次御家中に山野田と申士 (不明)	弓の名人で功があった。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	長澄分限帳 <sup>8)</sup> (三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」 <sup>9)</sup> (C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」 <sup>10)</sup> (三次支藩) (D)を参照した。	11	三次御家中に山野田と申士 (不明)	11	弓の名人で功があった。	11	馬術の名人で「福山の城御請取御出張」で功を上げた。

■表2 「福山城為御請取御發向之事」 関係者

1	山田内膳(家老・上下七拾四人／乗馬三疋)	A
2	青木氏	
3	米村氏(長治)	A

12	天柱射院様御代、御抱之神谷道 壽と申医 (長澄)	医術に勝れ手柄があった。
13	三次家の御家中に足輕何某と申者 (不明)	非常に足が早かった。
14	三次足輕平野長左衛門 (長澄)	弓鉄砲の達人で「福山御發向」の時も弓鉄砲の役目を勤め、手柄があった。

これらの記事群のうち、内容として項目名「福山城為御請取御發向之事」に関わるのは第一の記事のみで、他は時代も異なり、内容も信心深さや武芸、医術等、多様なものとなっている。しかし、取り上げられている人物と「福山城為御請取御發向」との関連を調査すると、そのほとんどが「福山城為御請取御發向」に参加した人物、その時代の藩主浅野長澄家臣団に関連している(その結果を表2に掲げる。調査史料として、浅野長澄時代は『三次分家済美録』(A)と「浅野長澄分限帳」(三次支藩) (B)、「百姓騒動落着へ罷帰、聞書」(C)を、浅野長治時代のものは「浅野長治分限帳覚」(三次支藩) (D)を参照した。)



四 「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉の位置

―「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉と諸本―

このようにして、「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉は「三次における」〈稲生物怪録〉であることが確認される。これまで発見・紹介されてきたどの〈稲生物怪録〉とも異なる、実際に三次に伝承され語られていた〈稲生物怪録〉なのである。

では、その「三次における」〈稲生物怪録〉とはどのような内容を持つているのだろうか。

以下、「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉の全文を挙げ、諸本と比較しその特徴を示す。なお、対照させる諸本は「柏本<sup>2,2)</sup>」と「実録<sup>2,3)</sup>」である。便宜上、段落番号を付している。

・「柏本」と要素が一致する部分

…傍線

・「実録」と要素が一致する部分

…波線

・「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉固有の要素 …ゴチック体

① 三次步行組稲生武右衛門と申人あり。新八と申、為養子と、家督を譲り、尤も幼少之男子二人あり。兄平太郎、弟勝弥、十六才と五才の時、兄新八病氣にて為養生、実家へ逗留之折柄、当時布野村出生三つ井権八と謂ふ、其古相撲之上手にて、紀州様へも被抱、訳有りて古郷へ皈り、稲生隣家平田氏の貸家に住居し、稲生へ心易くなり、出入りしける。

② 頃は寛永二年五月下旬、折柄五月雨の閑もなく徒然成儘、平太郎権八共に咄し延るに付、怪談となり、后共に姓魂ためしと成り、百物語を初め、深更に及んで姓根試とて事終り、直ちに平太郎は三吉家之古城後比熊山最頂に千畳敷とて広き所、三吉家之古墳有り、諸木繁茂して樵夫の路も絶々として、其夜は殊に雨頻成に、丑三つ之頃、彼山に剛登し、古墳之前所に草を結び印と成し、帰

るや道々に木之枝を折置し候由。又権八は、脇所より同古墓之所へ行き、同様に成置き帰りし様申伝候。

③ 其後七月頃に至り、俄に家鳴り渡り、又鍋釜置杯之類不計も宙に上り、或は女之首計り相頭、白骨血染之姿、其外怪事無数限。家来も無抛暇を乞、勝弥と申は親類へ相預け、平太郎唯啜人り被住けるが、

④ 七月末に至り、異怪相之大侍静々と相頭申しけるは、我は山ノ本五郎左衛門と申者成が、爾が魂之居りたるには驚人と誉め、此後は決してケ様之事不可成、汝之為に成間敷不益なりと導きて、此後は、若し我に用じ有ば向北之柱を此榧にて可打と榧を与へ、懇に諭して、夫より消す如く帰りける由。

⑤ 今其榧芸州広島国前寺に相納まり、寺内に一字を建立仕、山本大明神と崇め、則神体は右榧にて御座候。世上に稲生録の書是なり。尤も其榧当寺に相納まり候其由来、稔と不申相知候。

この「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉は物語冒頭記事としての①②、七月一ヶ月を描く③④、終結部としての⑤を有しており、〈稲生物怪録〉諸本に近いように感じられるが、詳細を見ていくと大きく異なっている。次に「柏本」「実録」と比較させ、その異同を確認していく。なお、ここでは語句・要素による比較結果を中心に示す。「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉の語句・要素に対応する描写が無い場合は「×」としている。

■①場面比較表

	「三次町国郡志」 〈稲生物怪録〉	「柏本」	「実録」
三次步行組稲生武右衛門	稲生武左衛門		×

養子と家督を譲り	家督は養子新八に下されけり	×
兄平太郎弟勝弥十六才と五才の時	平太郎十六歳にて、弟勝弥五歳になる	×
新八病氣にて	新八ふらくと煩ひ	新八は實母病氣に付
紀州様	紀州候	さる御大名
稲生隣家平田氏の貸家に住居し	平田五左衛門といふものゝ家明き居けるを借りて、当分住居しけり	×

■②場面比較表

「三次町国郡志」 〈稲生物怪録〉	「柏本」	「実録」
頃は寛永二年五月下旬	頃は寛延二年己巳五月の末つかた	四月廿八日(比熊山登山Ⅱ菅近補)
五月雨	五月雨	五月三日(比熊山登山・百物語Ⅱ菅近補)
平太郎	平太郎	なし
怪談	怪談	われ
姓根ためし／姓根試	根性をためし見ん	恐しき嘶し
三吉家之古墳	三次若狭の古墳	互にどうだめしにも相成候へ
樵夫の路も絶々とし	樵夫の道も絶えたり	城主墓所 三次殿御墓 道はなく

て	丑三つ之頃	丑満過る頃	七つ時頃
古墳	古塚	石塔	
草を結び印と成し	草の葉を結び、しるしとして	腰にはせたる印の縄取出し(中略Ⅱ菅近)下にまわし置	
道々に木之枝を折置し候	×	×	
又権八は脇所より同古墓之所へ行き、同様に成置き帰りし様申候	×	×	

以上①②場面の比較を行ったが、「柏本」と多く重なっていることが分かるだろう。だが「三次歩行組」という要素や「柏本」「実録」に備わる展開を省略しつつ記述している点は「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉に固有の特徴である。

次に③の七月一ヶ月の描写を取り上げる。七月一ヶ月は、「柏本」や「実録」においては多様な怪異が描かれる。それに対し、「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉では「家鳴り渡」る怪、「鍋釜盃之類不計も宙に上」る怪、「女之首計り相頭」れる怪、「白骨血染之姿」の怪、「其外怪事無数限」という怪であり、具体的に挙げられている怪異が非常に少ない。

「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉の怪異出来の日付について、「柏本」「実録」との対照を示せば次のようになる。

■③場面における怪異比較表		
「三次町国郡志」	「柏本」	「実録」

怪	「鍋釜盪杯之類不計も宙に上」る怪	・疊の怪 一日／二日／三日 ／八日／十一日／十三日／十五日／二十六日／二十九日	・塩俵の怪 八日 ・木履の怪 八日 ・卓、香炉の怪 十六日
怪	「家鳴り渡」る怪	三日／四日／五日／九日／十一日／十二日／十三日／十七日／二十九日	一日
怪	「女之首計り相顕」れる怪	十八日／二十一日／二十二日／二十九日	三日／六日／二十六日
怪	「白骨血染之姿」の怪	×	×
怪	「其外怪事無数限」の怪	×	×

以上（稲生物怪録）諸本を構成する怪異を見ても、「三次町国郡志」（稲生物怪録）が「柏本」や「実録」と一部重なりながらも双方

に無い要素を有していることが分かる。

次に④の場面の比較を行う。

■④場面比較表

「三次町国郡志」 （稲生物怪録）	「柏本」	「実録」
異怪相之大侍	至極肥りたる大の男（中略）甚よき人品なり。花色の帷子と見え、上下を著し、腰に両刀をさして	鴨居すきはらひの四角四面の男、淺黄小紋の上下を着し、帯刀しなから
山ノ本五郎左衛門 向北之柱	山ノ本五郎左衛門 北を向て	山本太郎左衛門 西南の間の椽を
此槌にて可打と槌を与へ	×	此槌を以て、西南の間の椽を、おもふ俛、御たゝき候（中略）何處から出し候とも見えず

以上に④場面の比較を行ったが、この場面においても固有の要素と、「柏本」と重なる要素を有していることが分かる。特に注意されるのは、「実録」の要素である「槌」話題を有している点であろう。

この「槌」は、「三次町国郡志」（稲生物怪録）、「実録」共に⑤の場面にも出る。すなわち、⑤場面での「槌」「国前寺」は「実録」の「次第覚」の要素であって、「三次町国郡志」はこの「実録」の要素を⑤場面に持っているのである。

このように、⑤の場面では「柏本」ではなく「実録」の要素が確認できるが、他方、「山本大明神」「世上に稲生録の書是なり。」「其由来稔と不申相知候」は固有の要素となっている。

また、特に「世上に稲生録の書是なり。」という記述は、記事報告者あるいは「下調書」書記者が世間に流布している〈稲生物怪録〉を意識していたことを意味し、「三次における」〈稲生物怪録〉を「世上」の〈稲生物怪録〉に関係づけながら、しかもなお実際はそれらとは異なる要素を持つ〈稲生物怪録〉が語られていることが注意される。

以上、「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉を「柏本」「実録」と比較対照してきた。三次での語りによる〈稲生物怪録〉は、「柏本」と「実録」、そして固有の要素をもった、他の諸本とは全く異なる〈稲生物怪録〉であることが明らかである。

## 五 おわりに

最後に「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉譚の伝承上の特徴について述べておく。

これまでに「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉が三次での伝承としての強い在地性を有している点、この〈稲生物怪録〉が諸本と異なる内容を有している点、そして世上流布の〈稲生物怪録〉と関係づけながら別内容を語っている点を明らかにした。これらの特徴を有している〈稲生物怪録〉はどのような研究上の意義を有しているのだろうか。

三次での語りを持つ〈稲生物怪録〉は近世随筆類にも見ることが出来る。これは進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』の「宝暦四年甲戌」条<sup>24</sup>にある。次の冒頭を持つ記述である。

今年三次の御家中追々広島へ引移る。三次にて御歩行衆の屋敷に化物出ると、当地にて噂これ有り候へども、人々誠に致さず候ところ、このたび御家中引越しに付き、事実を承る、あらあら書き記す。（「宝暦四年 甲戌」）

「当地にて噂これ有り」の「当地」とは芸州広島のことだから、そこ

で語られていたのは、本稿冒頭に引いた根岸鎮衛『耳囊』巻五「芸州引馬山妖怪の事」のごとき異伝のことだろうか。それを「人々誠に致さず候」。そこで真偽を確かめるために旧三次藩士に取材したというのだが、これもまた三次で〈稲生物怪録〉が伝承されたことを示すものである。しかし、その記事を進藤寿伯が実際に取材したのではなく、この記事の著者が明らかで無い点、そして進藤寿伯が編修に当たった『近世風聞・耳の垢』が巷間の奇異異聞や藩政に関わる事件を収集したもの<sup>25</sup>であり、事実性が十分に確認されていない資料であることに注意を払わなければならない。

このような『近世風聞・耳の垢』〈稲生物怪録〉に対し、「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉は事実性・在地性を十分に信頼できる資料であり、確実に三次で語られた〈稲生物怪録〉として位置づけることが出来る。

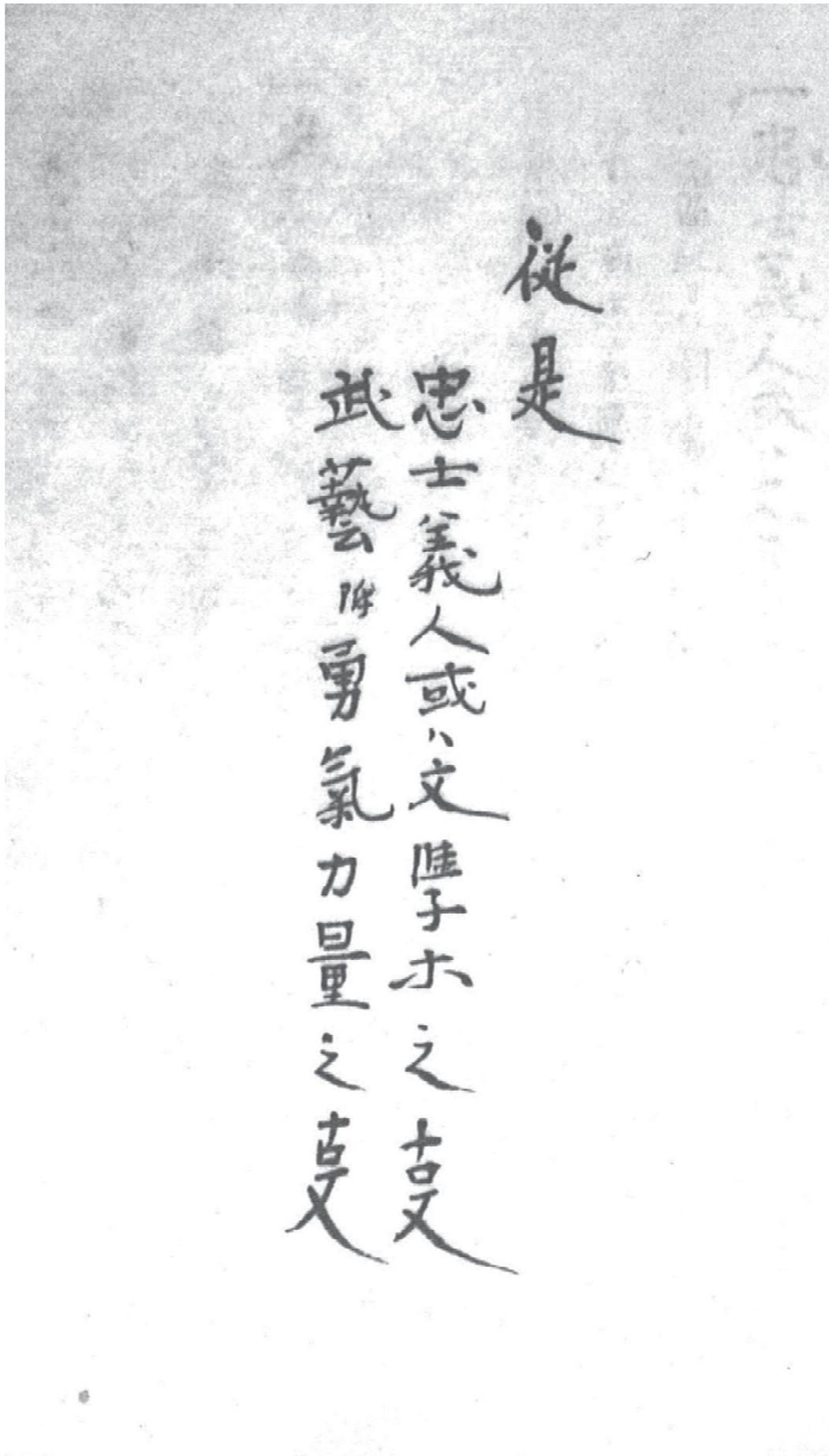
そして三次で実際に語られていた〈稲生物怪録〉が存在していることは、〈稲生物怪録〉の真実を語るような一人称語りによる「実録」や、根岸鎮衛『耳囊』や『近世風聞・耳の垢』の伝える〈稲生物怪録〉の形成過程に迫ることを可能にする。すなわち、〈稲生物怪録〉作品舞台である三次で、実際に〈稲生物怪録〉が伝承され語られていたという事実を背景に、これらの〈稲生物怪録〉話題が形成、伝承されていったと考えられるのだ。

あるいは、文政三年（一八二〇）の三次において「柏本」「実録」の内容とそれぞれに一部重なる「三次町国郡志」〈稲生物怪録〉譚が伝承され語られていたことは、やがて「柏本」「実録」のそれぞれに集約される伝承、あるいは「柏本」（天明三年（一七八三）序）や「実録」そのもの、さらにはこれらが合わさった「平田本」のような形態の〈稲生物怪録〉が、文政三年時点で存在していたことを意味する。

また、「三次町国郡志」(稲生物怪録)は、武太夫(平太郎)の動向を考慮に入れることで、諸本の関係について情報を提供するものとなるかもしれない。宝暦八年(一七五八)の三次から芸州広島への転居、享和三年(一八〇三)の逝去<sup>26</sup>。それらを軸に伝承を整理しようとする時、「三次町国郡志」(稲生物怪録)は、文政三年(一八二〇)、武太夫没後に武太夫の旧地であり、事件出来の場所でもある三次で語られていた伝承の記録ということになる。そこに「柏本」「実録」それぞれとの共通要素のみならず、固有要素が含まれている。それは武太夫没後の(稲生物怪録)譚として、独自の資料的価値を備えている。

以上のように、「三次町国郡志」(稲生物怪録)は、これまで発見・翻刻・紹介されてきた膨大な(稲生物怪録)諸本、これらは相互に関連したものとして捉えられたり、受容や創造の問題を扱われることはほとんど無かったが、それらに関連づけたり、相互の距離を明らかにしたりすることを可能にする。

つまり、杉本好伸が述べる「俯瞰的視野のもとに、全体的整理を行う<sup>27</sup>」うえでの一助となり、膨大な諸本を持ち現代まで伝承されてきた(稲生物怪録)の受容と創造の過程を明らかにする切り口になるのであり、(稲生物怪録)研究の全体を押し進める第一歩となるだろう。



一忠士義人或は文學亦之古又

當所ハ南傳ハ亦無御座候

一 忠士或説ニ赤穂之四十七義士之内下役寺坂吉右衛門ハ當所之人トモ申傳候儀モ御座候ハ共脱ト不相分趣キニ御座候

一武藝云所勇氣力且皇之古又

播磨赤穂之義士四十七之内皆谷半之丞歳四十四ニシテ至而長刀之銘人ト言傳申候元録未之頃東武大變之儀相起リ其時ヨリ皆々所々浪人レテ當所ハ立越シ御家中徳永氏ト申スル人ニ所縁アリテ泉へ便リ徳永氏御中人ニ更御座大望之有人成ハ所々佳地ヲ心配之趣ハ上

里村寺迄ト申候處ニテ甲斐谷アリト此ハ至而扱摺草ホ經糸茂シ強テ人  
之不申行所トハ此處宜シキ處ニテ小茅庵ヲ立暫時隱居シテ似七踞蹠之  
姿由テ唯山川之澳狹狹シテ密々大車ヲ捺リテ春秋ヲ送り當冬頃大  
イ事ヲ聞捺リ夫ヨリ直々ニ思ヒ立セ上ハ振及有馬入湯ト申シ候テ立退  
後東武ニ候リ忠臣之内ニ入候リ深ク辛苦致シ長々之心大敵討之大事  
成孰被成夫ヨリ義死ト相見ヘ申候其後ハ言聲ニモ別ニ無御座候扱申候

一福山城為御請取御發向之古又

三河所太宰淺野六州様 御時代元録十一戌中秋東武之被為蒙御命  
福山ノ所發向陳立之規式ホハ略仕候寄羅美々ニシテ御家臣山田内  
膳様ニ始メ御家臣數百之騎馬其以下之勢夥數弓鉄砲之數不知

面々勇気盛ニ御發向アリ町外之諸人共屯里斗モ后之所添ニ奉御送候夫  
ヨリ后御目出度所手極アリテ軍具レ無滞一城被為御請取取取之ヨリ御發向  
有之候ト言ヒ諸人驚目ト申傳候

一先年三以之御家中ニ五月本代ト申セアリ其御自方ニ佛道ニ致而信作厚ク日  
夜無怠慢尚慈悲心深ク在間ニ聞ヘ宜其持用之數珠ヨリ會衆之出皆々其不  
思儀ニ思後々ニ皆々所望スル故キレテ數珠ヲ御取替テ候ヘ又其替數  
珠ヨリモ同様會衆出ル由一ウ中尚町中大評判仕候趣キ后其一連之數珠ハ  
昌島光明院ニ相知ヨル由申傳候モ其謂不申相知候

一町所事守並打込ト申セテテ武術ニスル違人ナリ先祖元ハ何口之傳ニ候哉

一三及御家中望月伴五郎操馬術無類之名人 天柱院操御代元録之頃  
福山之城御請取御出張之御代モ此旨々驚馬目ニ手柄有ケル由モ其訣委シ  
クハ不甲相知候

一鳳源院操御治世御家中官田氏ト取組先年藤田某亦双方鉦術之達人試  
合上流毛時双方立會ニテ試合末ク無之内余程時刻移リ如何御尋有し時藤  
田申候ハ宮田氏之袖ニ手裏鉦コソ恐レシト申ケレハ宮田氏モ藤田ガ袖之玉コ  
ソ恐レケルト有テ再改メ御在候処單ニ取持有ケルヨシニテ其日試合申上流無御  
一座候上申傳候

一三次脚家中ニ山野田ト申士アリ別シテテ之名人ニテ少年之頃ヨリ怪化ヲ追沿  
シ事度々之由内身数テ御座候由或ハ時内身ニ三人ニテ山控シ高ト山ニ登リ候  
処兔ニ足起出スカサズニ水矢ヲ持テ一度ニ兔ヲ打取リ候由内身共不思議ニ思ヒ  
手打詭言ク候由夫ヨリ假路之堤池ニ水鳥十羽中一浮居候故内身中へ申候  
ハ假之水鳥ドし成共望有シスカサズ望ノ分打取申ベクト被仰セけん故内身  
皆々申上候処先生ハ次々一矢モアマラズ望ニ任セ打取候由内身中又儀之可  
ト感心之趣ニ御座候由申傳候

一三次歩行組箱生武右衛門ト申人アリ新ハト申為養子ト家督ヲ譲リむモ幼少  
之男子ニアリ兄平太郎身勝弥十六才ト共之時兄新ハ病氣ニテ為養  
子ト申候處還苗之托振當郡布野村出生三ツ井控ハト言フ其古相摸之上

手ニテ紀只様へモ被扱识柄有リテ古郷へ皈リ稻生憐家平田氏之貸人  
家ニ住居シ稻生心易クナリ出入シケル頃ハ寛永二年五月下旬扱柄五月雨  
之期モテ從然成佐平太郎權八共ニ咄レ延ルニ本怪談トナリ右共ニ姓魂ヲノレト成  
リ百物語リヲ始メ深更ニ及ンデ姓根試トテ事終リ直々ニ平太郎トス三吉家之古  
城後七熊山最頂ニ子置置敷トテ廣キ取三吉家之古墳有リ諸木繁茂シ  
テ樵夫之路モ絶々トシテ其夜ハ殊ニ雨頻成ニ丑三ツ之頃彼山ニ剛登リ古墳  
之前所ニ草ヲ踏印ト成シ皈ルヤ道々ニ水之枝ヲ折道シ候由又權八ハ服所ヨ  
リ四古墓之處へ行キ日杓ニ成置キ皈リシ扱甲傳候其後七月頃ニ至リ依ニ家  
鳴リ渡リ又ハ鍋釜盃盃之類ハ不中モ宙ニ上リ或ハ女之首ナリ相顯自骨  
血滌之姿其外怪事無數限家承モ無扱暇ヲ乞勝強ト申ハ親類へ相預  
上平太郎唯売人ヲ被任ケルガ七月之末至リ具怪相之大侍靜々ト相顯申セ

我山城五郎左衛門ト申者成ガ爾カ魂之居リタルハ敬身入ト云書ノ以後ハ  
決シテ公椽之身不可成汝之為ニ成固敷不益ナリト尊キテ以右看シ然ニ剛  
有ハ向北之柱ヲ以提ニテ可打トテ提ヲ身へ懸ニ諭シテ夫ヨリ消ス如ク皈リ  
レ由今其提ハ藝云共廣島國前寺ニ相紐マリ寺内ニ字ヲ建立仕山本大  
明神ト崇メ則神體ハ右提ニテ脚座候在上ニ箱怪録之書目是ナリ

一 此モ其提當寺ニ相紐リ候其由未申既ト相知候

一天控院様御代御抱之神谷道壽ト申醫術有リハ人醫術ニ勝シ無病之者  
之音声ヲ聞ヒテ何程之日數ニテ生死ヲ知ル事之術ヲ得生涯手相多クト  
申傳候有時ハ高田郡甲立村辺ニ難産之者有リテ手ヲ盡シ經由之処其証ニ  
ナク神谷我ヲ迎ヘシ時夫ヲ看同合ニテ向越レ無之内産婦辛苦之后相果

注

- 1 杉本好伸編『稻生物怪録絵巻集成』（国書刊行会、二〇〇四）二九三〜三〇〇頁。広島県立歴史民俗資料館編『平成 16(2004)年度 開館 25 周年記念特別企画展 稲生物怪録と妖怪の世界―みよしの妖怪絵巻―』（広島県立歴史民俗資料館、二〇〇四）一三〜二〇頁。
- 2 東雅夫編『稻生モノノケ大全陰之巻』（毎日新聞社、二〇〇三）六二八〜六三二頁。
- 3 谷川健一編『日本庶民生活史料集成 第十六巻 奇談・紀聞』（三一書房、一九七〇）二六頁。なお、句読点は私に付した所がある。以下、引用同。
- 4 谷川健一編『日本庶民生活史料集成 第十六巻 奇談・紀聞』（三一書房、一九七〇）四四四頁。
- 5 早川純三郎編『百家随筆第三』（国書刊行会、一九一八）「蕉齋筆記一」二四五頁。
- 6 「三次町国郡志」については、広島県立文書館が所有する、「三次町国郡志」（吉岡家本）の写真版である「御用之儀被為仰付下調書寄集写取 国郡誌 三ヶ町ノ部 卷之弐」（広島県立文書館の複製資料目録では「国郡誌 三ヶ町之部 卷之弐」と省略されている。）を参照した。（稲生物怪録）の記事は「一福山城為御請取御發向之事」に見える。適宜「三次町国郡志」（吉岡家本）が翻刻されている三次市史編修委員会編『三次市史Ⅳ』（三次市、二〇〇四）や三次地方史研究会編『三次地方史研究 第3号』（三次地方史研究会、一九九八）を参照した。
- なお、「三次町国郡志」における〈稲生物怪録〉記事は、三次市教育委員会編『三次市歴史民俗資料館調査報告 第十集 妖怪 いま甦る―「稲生武大夫 妖怪絵巻」の研究―』（三次市教育委員会、一九九六）一三・一六頁に言及されている。
- 7 『老の絮言』『藩志』によれば、事業開始は文化三年（一八〇六）、『藝藩通志』『序』によれば文化元年（一八〇四）だが、いずれも本格的に事業が進行するのは、文政元年（一八一八）に「藩志局」が設置されて以降である。よって、事業開始を文政元年にしている。
- 8 三次市史編修委員会編『三次市史Ⅳ』（三次市、二〇〇四）五三三頁。
- 9 広島県立文書館蔵「御用之儀被為仰付下調書寄集写取 国郡誌 三ヶ町ノ部 卷之弐」以外では、表紙は三次市史編修委員会編『三次市史Ⅳ』（三次市、二〇〇四）五三五頁等を、奥書は同六三三頁等を参照できる。なお三次地方史研究会編『三次地方史研究 第3号』（三次地方史研究会、一九九八）「はじめに」に、「三次町国郡志」をはじめとした写本の成立過程に関する書写者吉岡箕吉のメモが紹介されている。そのメモによると、表紙は吉岡箕吉自身によるものとも考えられる。
- 10 広島県編『広島県史 近世資料編Ⅵ』（広島県、一九七六）一七六〜一七八頁。
- 11 頼杏坪他編『芸藩通志 卷一』（国書刊行会、一九八一）一〜五頁。
- 12 広島県編『広島県史 近世資料編Ⅳ』（二二六一 国郡志編集につき心得頭書 菅・内海家「御用年誌帖」（文化十二）（広島県、一九七五）一六〇頁。
- 13 広島県編『広島県史 近世資料編Ⅳ』（一三一九 国郡志編替につき広く諸資料の提供を求める触書 隅谷文庫「御触書控帖」（文政二）（広島県、一九七五）二一六頁。
- 14 三次市史編修委員会編『三次市史Ⅳ』（三次市、二〇〇四）五三三頁。
- 15 同右。
- 16 広島県立文書館蔵「御用之儀被為仰付下調書寄集写取 国郡誌 三ヶ町ノ部 卷之弐」以外では、「福山城御請取御發向之事」は三次市史編修委員会編『三次市史Ⅳ』（三次市、二〇〇四）六〇五〜六〇九頁等を参照できる。なお〈稲生物怪録〉記事については同六〇八〜六〇九頁等を参照で

きる。

17 広島県双三郡三次市史料総覧編集委員会編『広島県双三郡三次市史料総覧別巻 三次分家済美録』（広島県双三郡・三次市史料総覧刊行会、一九八〇）八〇四〜八〇八頁を中心にした。

18 広島県編『広島県史 近世資料編Ⅱ』（広島県、一九七六）二七二〜二八五頁。

19 広島県双三郡三次市史料総覧編集委員会編『広島県双三郡三次市史料総覧別巻 三次分家済美録』（一九八〇、広島県双三郡・三次市史料総覧刊行会）七四三頁。

20 広島県編『広島県史 近世資料編Ⅱ』（広島県、一九七六）二七〇〜二七二頁。

21 「武藝附勇氣力量之事」の記事は「播洲赤穂之義士」である「菅谷半之丞」に関するもののみである。これは「藝藩通志卷百三十一 備後國三次郡五」の「士官流寓」（頼杏坪他編『藝藩通志 第五卷』〈国書刊行会、一九八一〉二二一六頁）に掲載されている。

22 「柏本」について参照した本文は谷川健一編『稻生物怪録絵巻―江戸妖怪図録―』（小学館、一九九四）五九〜八四頁に掲載されている「稻生物怪録（柏 正甫）」（吉祥院・小早川熙氏蔵）である。これは平田篤胤の序（文化三年（一八〇六））、柏正甫の自叙（天明三年（一七八三））、猗々斎竹能の跋（寛政十一年（一七九九））、平田篤胤の跋（文化八年（一八一）））を有している。

23 「実録」について参照した本文は、三次市教育委員会編『改訂版 妖怪いま甦る―《稻生物怪録》の研究―』（三次市教育委員会、二〇一三）六四〜一〇一頁に掲載されている「三次実録物語」（三次市教育委員会蔵）である。これには「右直書は弘化元甲辰年（一八四四）自昌山國前寺へ納之」とあり、また、「槌之次第覚」に「同（享和）二年（一八〇二）、六月八日、國前寺

に預置」とある。

24 金指正三編『近世風聞・耳の垢』（青蛙房、一九七二）四〇〜四一頁。

25 金指正三編『近世風聞・耳の垢』（青蛙房、一九七二）「解説」一〜七頁。

26 三次市教育委員会編『改訂版 妖怪 いま甦る―《稻生物怪録》の研究―』（三次市教育委員会、二〇一三）一八頁。

27 杉本好伸編『稻生物怪録絵巻集成』（国書刊行会、二〇〇四）四頁。

付記 原本所有者吉岡絢子氏、並びに写真版を所有している広島県立文書館に掲載許可を頂いた。心より感謝申し上げます。

（広島大学大学院博士課程前期二年）